

要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
1	緊急通報(119番)機能の設置に関する情報の一元管理	<p>緊急通報(119番)機能の設置に関する次の情報を一元的に管理し、通信事業者に提供していただきたい。例えば消防庁が情報を一元的に管理し、通信事業者からの照会に応える部署を設ける等していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 折衝担当部署の名称、住所、電話番号、ファックス番号</li> <li>2. 全国の緊急通報先となる消防機関ごとの管轄エリア</li> <li>3. これらに変更された場合の変更情報</li> </ol>		<p>通信事業者がOAB～J番号を使ったサービスを提供する為には、法令(電気通信番号規則 別表第二(第15条第2項関係))により緊急通報への対応を義務付けられている。現在、緊急通報(119番)機能を設置するためには、通信事業者は消防機関(消防本部・分署・消防団)との間で個別に折衝を行わなければならない状況にある。その際、消防機関ごとの折衝担当部署、管轄エリア、およびそれらに変更された場合の変更情報を、全国の約1,300の消防機関について個別に把握する必要があるため、通信事業者にとって多大な労力と費用の負担となっている。</p>	<p>消防法第24条  電気通信番号規則 別表第二 第5欄</p>	<p>総務省 消防庁</p>

要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
2	通信事業者との間で緊急通報(119番)機能を設置する際の消防機関における統一基準の作成	<p>次の事項について、通信事業者との間で緊急通報(119番)機能を設置するための消防機関における統一基準を国のルールとして整備していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通信事業者と消防機関の間の費用負担</li> <li>2. 使用する回線種別</li> <li>3. 必要書類と様式</li> </ol>		<p>通信事業者がOAB～J番号を使ったサービスを提供する為には、法令(電気通信番号規則 別表第二(第15条第2項関係))により緊急通報への対応を義務付けられている。現在、緊急通報(119番)機能を設置するために、通信事業者は消防機関(消防本部・分署・消防団)との間で個別に折衝を行わなければならないが、次に示す事項について 合意基準や、授受すべき書類の形式等が消防機関によって異なっており、また場合によってはこれらが定められていない場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通信事業者と消防機関の間の費用負担をどうするか(消防機関建物内のMDF(配線架)から内部は消防機関の資産設備となるため、消防機関が費用負担することが原則であるが、現実に</li> </ol>	<p>消防法第24条 電気通信番号規則 別表第二 第5欄</p>	<p>総務省 消防庁</p>

				<p>は通信事業者が負担することが多い)</p> <p>2. 緊急通報(119番)用の回線として、アナログ専用線とするのか、既設のINS回線とするのか、緊急通報用INS回線とするのか</p> <p>3. 通信事業者から消防機関への緊急通報機能設置の申入書や合意書等の書類の可否および様式</p> <p>そのため、一消防機関ごとに5～10回の交渉が必要となり、交渉の開始から運用の開始までに半年ないし一年の長期間を要している。これを全国約1,300箇所の消防機関と行うため、通信事業者にとって多大な労力と費用の負担となっている。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
3	周波数割当て方針の透明性の確保	<p>次の事項について、国民に周波数割当審査の透明性を確保願いたい。</p> <p>1．周波数割当て方針を電波法の必要的諮問事項に追記し、割当て方針を電波監理審議会に諮問すべき</p> <p>2．将来的には周波数割当審査業務を総務省とは独立した中立性を担保できる新組織に移行すべき</p>		<p>電波法第99条の11(必要的諮問事項)に周波数割当て方針についての記載が含まれていないため、総務省総合通信基盤局の担当部署が行政裁量の範囲内で周波数を割当てる事業者を事実上内定している。この制度を改め、電波監理審議会で審議の上、電波割当て方針を決定する仕組みに変更すべきである。また、中長期的に考えると、周波数割当審査業務全体を総務大臣の諮問機関である電波監理会審議会から切り離し、行政とは独立した中立性を担保できる新組織に移行すべきである。</p>	電波法第99条の11	総務省